

平成 23 年 2 月 21 日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号  
 会 社 名 GMO インターネット株式会社  
 代 表 者 代表取締役会長兼社長 熊 谷 正 寿  
 (コード番号 9 4 4 9 東証第一部)  
 専 務 取 締 役  
 問い合わせ先 グループ管理部門統括・IR 担当 安 田 昌 史  
 T E L 0 3 - 5 4 5 6 - 2 5 5 5 (代)  
 U R L <http://www.gmo.jp>

### 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 22 年 3 月 25 日開催予定の当社第 20 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

平成 23 年 1 月 4 日付「四半期配当制度の導入のお知らせ」にて公表したとおり、四半期配当制度導入に係る定款の一部変更を行います。

(主な変更理由)

- ① 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすべく、当社定款第 54 条の変更を行うものであります。
- ② 株主様にいち早く経営成果を還元できるように、四半期配当制度を導入することとし、当社定款第 55 条の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第 54 条 (剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>剰余金の配当は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に支払う。</u></p>	<p>第 54 条 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>第 55 条 (中間配当)</p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>第 55 条 (剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>1. 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年 3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日、12 月 31 日とする。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第 56 条 (配当金の除斥期間)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. <u>未払の配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>第 56 条 (配当金の除斥期間)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p>

### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 3 月 25 日 (金曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 23 年 3 月 25 日 (金曜日)

以 上